

整理番号	26
契約番号	7農振財契第419号
件名	栽培漁業センター車庫棟及び倉庫解体撤去工事
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
工事場所	東京都大島町元町字和泉99-5 公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター
概要	詳細は別紙仕様書のとおり
工期	契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年8月5日(火) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
予定価格	¥4,737,271-(消費税及び地方消費税の額を含む。)
希望申出期間	令和7年7月7日(月)午前10時から令和7年7月14日(月)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)、及び解体工事業又は 建築工事業に係る建設業の許可証の写し(又は許可証明書) (4) 主任技術者として配置を予定する技術者に係る雇用関係証明書、資格証の写し及び健康保険 被保険者証の写し
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴収し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。 (4) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (5) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の10日前までに行う予定です。 (6) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (7) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター 住所 東京都大島町元町字和泉99-5 電話 04992-2-3461

仕 様 書

1. 件 名

栽培漁業センター車庫棟及び倉庫解体撤去工事

2. 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

〒100-0101 東京都大島町元町字和泉 99-5

公益財団法人東京都農林水産振興財団

東京都栽培漁業センター

4. 工事概要

(1) 工事内容

車庫棟及び倉庫(アスベスト建材分類レベル3を含む)を法令に従い適正に解体、撤去をおこなう。

別紙1～8 参照

(2) 作業日数

適正な作業実施日を受託者より事前に提示し、財団と協議のうえ、決定する。

(3) 作業人数等

安全環境衛生の維持を適正な配置人数により行うこと。ただし、作業時間は午前8時00分から午後5時までの間とする。作業にあたっては、現場管理者が必ず現場に常駐すること。

5. 適用範囲

この仕様書は、「東京都建築工事標準仕様書」(以下、「標準仕様書」とする。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を以下に定める。

6. アスベスト(建材分類レベル3)を含む倉庫解体

(1) 事前調査結果を基に、石綿事前調査結果報告システムに調査結果の報告をおこなう。

(2) 解体作業時には飛散防止措置をおこなう。

(3) 作業員の安全や自然環境へ配慮した作業計画を作成し、事前に財団へ提出をおこなう。

(4) アスベスト(建材分類レベル3)の解体作業に必要な石綿作業主任者を1名配置。

アスベスト建材を取り扱う作業員は、石綿作業従事者の資格を持つものとする。

提出書類

石綿作業主任者資格者証 (写) 1部

石綿取扱作業従事者資格者証 (写) 1部

7. 特記事項

- (1) 施工計画書及び作業工程表を事前に財団に提出し、作業開始予定日を連絡すること。
- (2) 海に油類・排水・ゴミ・資材等の廃棄を絶対に行わないこと。
- (3) 施工作業は、「標準仕様書」に従い実施すること。なお、施工上、現場と「標準仕様書」に示す内容の整合性に疑義が生じた場合は、その都度財団と協議のうえ決定する。また、財団から仕様書等に基づく補修の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、受託代金の増額又は契約期間の延長の請求はできないものとする。
- (4) 工事対象以外に損傷を与えないよう注意すること。万が一、工事対象とならない構造物に損傷を与えた場合は、速やかに財団に報告し、その指示に従って現状復帰させること。
- (5) 解体、栽培漁業センター内からの撤去に関しては令和7年10月31日までに終了すること。

8. 廃棄物の処理

廃棄物処理法等関連法令に基づき、適正に処理すること。

提出書類

許可証（写） 1部 処分を確認できる書類 1部

9. 写真の提出

- (1) 本業務の記録写真撮影は、別紙9「工事記録写真撮影実施要綱」に基づき行うものとする。
- (2) 本業務にかかる報告書を2部作成し、記録写真と併せて業務終了後、速やかに提出すること。

10. 支払方法

作業完了後に提出される完了届けに基づき本財団職員が検査を行い、合格と認定した後、支払い請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

11. 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

12. 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

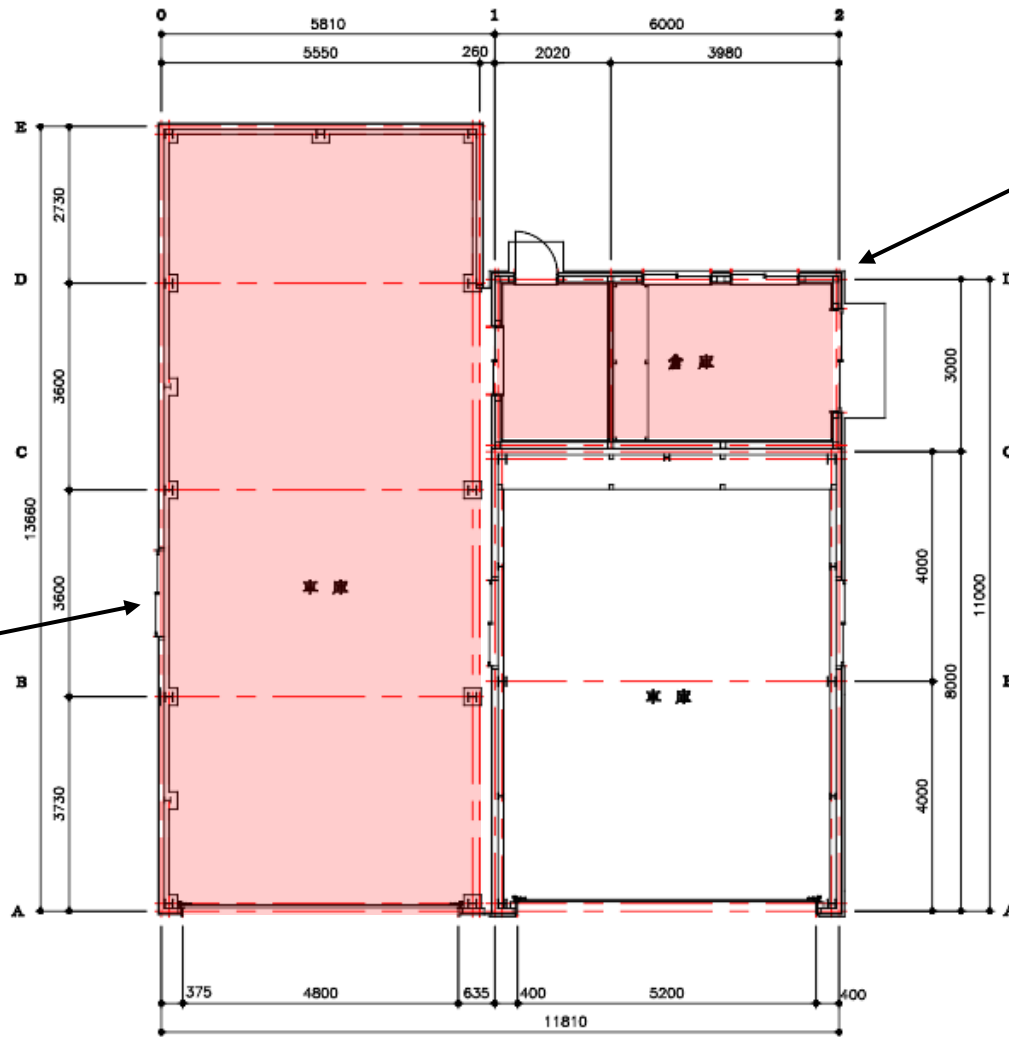
13. 暴力団排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

1 4 . 連絡先

東京都大島町元町字和泉 99-5 栽培漁業センター

TEL 04992-2-3461 FAX04992-2-4492

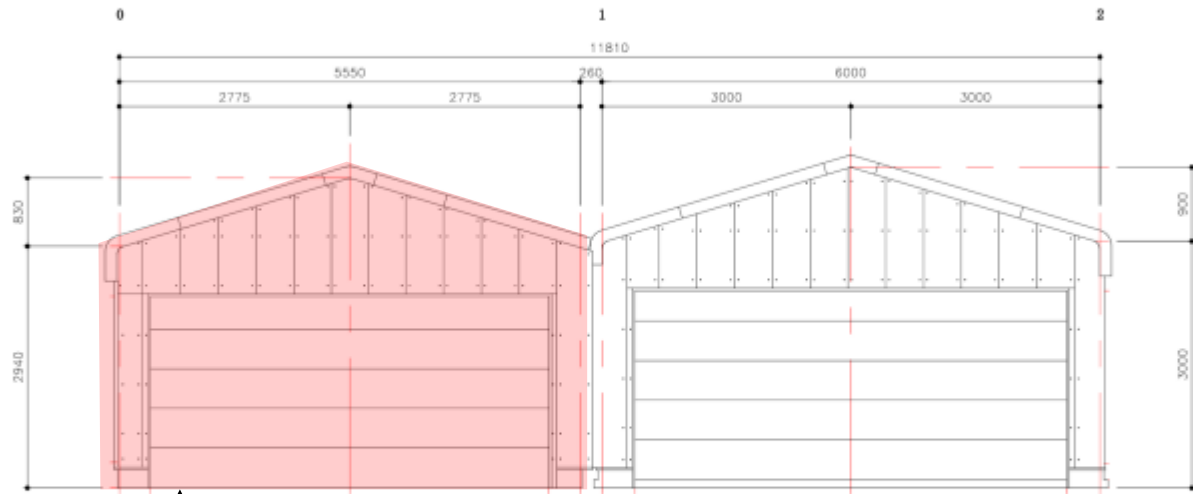


解体・撤去

解体・撤去

車庫棟平面図

件名			
図面			
尺度	1:80	図面番号	
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			

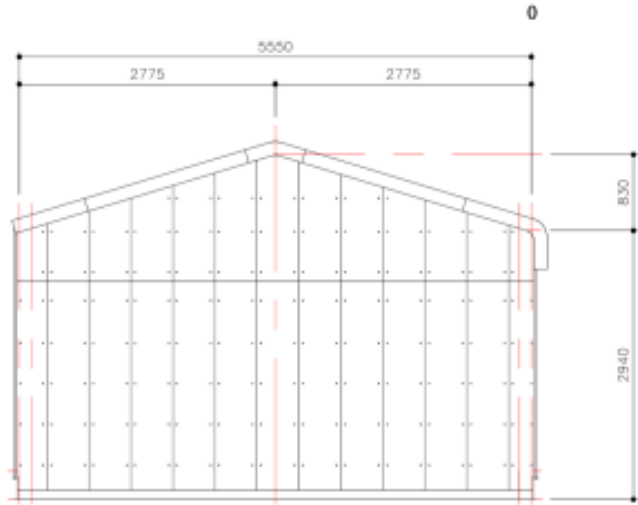


車庫棟南側立面図

車庫 解体・撤去

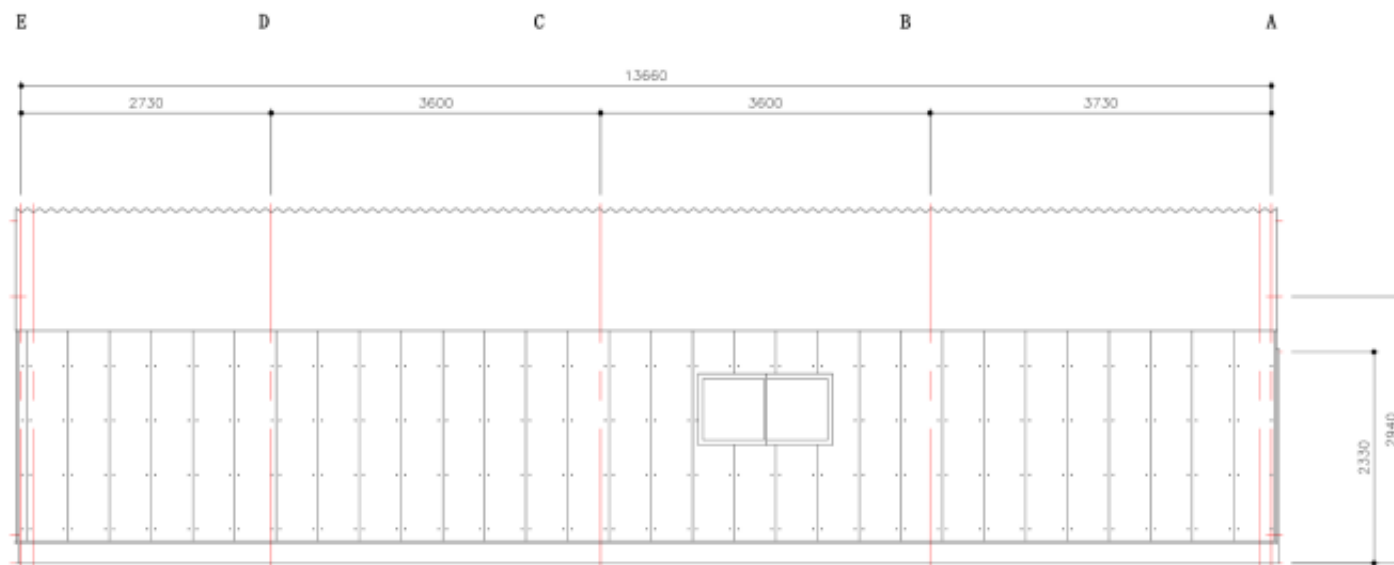


件名			
図面			
尺度	1:50	図面番号	
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			



車庫棟北側立面図

件名			
図面			
年月日			
尺度	1:50	図面番号	
(公財) 東京都農林水産振興財団 親増漁業センター			



車庫棟西側立面図

件名			
図面			
年月日			
尺度	1:50	図面番号	
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			



シャッター



車庫天井



西側



東側



倉庫壁

東側



倉庫壁

倉庫外観 1



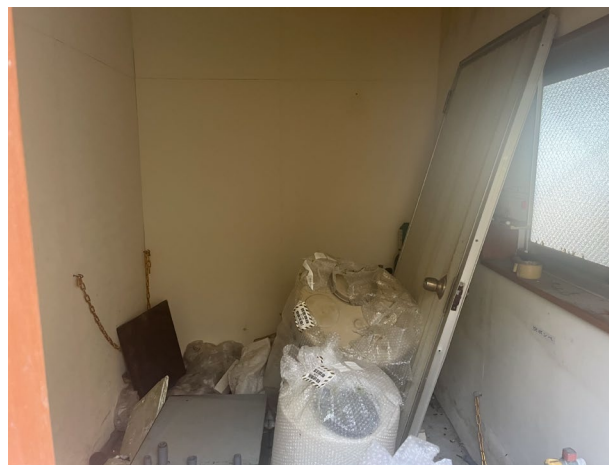
倉庫外観 2



倉庫西側の部屋 1



倉庫西側の部屋 2



倉庫東側の部屋 南西側



倉庫東側の部屋 西壁



倉庫東側の部屋 南側壁材



倉庫東側の部屋 北側



工事記録写真撮影実施要綱

1. 工事記録写真は、現場における工事の進捗状況ならびに工事実施の確認を目的として撮影すること。

2. 撮影要点

(1) 形状寸法の確認方法

付近を整理整頓して、形状寸法、位置等が判別できるように、測定器具を添えて一定方向から被写体に平行または直角に撮影することを原則とする。また、形状寸法及び位置等を黒板に記入すること。

黒板（白板等を含む）は、工事件名、請負者、撮影年月日、撮影箇所、使用、形状、寸法、立会者等が記入できるものとする。

測定器具は、施工出来形寸法等を確認できる、箱尺、スチールテープ、リボンテープ等を使用すること。

(2) 撮影時期

施工過程において、撮影時期を失わないようにすること。

特に工事完了後、確認することが困難な箇所については、規模・構造を明確に把握できるように注意すること。

(3) 撮影方法

撮影は、常に一定して撮影し、特に同一箇所を施工の各段階で撮影する必要がある場合は、位置の確認を容易にするため、同一背景を画面に入れるようにすること。

(4) 撮影箇所及び撮影内容

表のとおり

(5) 写真の色彩及び大きさ

写真はカラーを原則とし、大きさはサービス版を標準とする。

(6) アルバム等

アルバムは、市販の工事写真帳（A4 サイズ）を標準とする。

工事写真帳以外を使用する場合はアルバム等の表紙に、工事件名、施工場所、工期、請負者名等を記入し、背表紙には、工事件名、年度を記入すること。

(7) 写真の整理

記録写真は、着手から竣工までの経過が把握できるよう一括して順序よく整理すること。

(8) 提出部数

アルバム等の提出部数は、2 部とする。

表. 撮影箇所及び撮影内容					
区 分	工 種	種 別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前及び 完成写真	着手前		全景または代表部分	着手前	着手前に1回
	完 成		全景または代表部分	完成後	施工完了後1回
施工状況 写真	業務施工中		全景または代表部分の 業務の進捗状況	施工中	適 宜